平成２９年（フ）第３６５号
兵庫県姫路市白浜町甲841番地２市営白浜南住宅５棟5603号、従前の住所兵庫県姫路市福沢町47番地福沢ビル４Ｆ403号
債務者　木村　正子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４９号
奈良市平松２丁目22番32号　プロシード105号室、住民票上の住所大阪市東成区大今里２丁目16番19号
債務者　岡本　雅司
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２３０号
奈良市高天市町66番地ジョイフル東洋301号
債務者　齊藤　嘉子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２４３号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目12番１－304号
債務者　松丸乃梨子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２５１号
奈良市富雄元町１丁目13番40―205号
債務者　明月　要子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３４７号
広島市西区古江東町16番25―401号　原田ビル
債務者　蓑田　光春
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５９４号
広島市西区楠木町４丁目４番12―408号　楠木サンバレー
債務者　小林　千剛
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６５号
広島市中区江波二本松２丁目３番４―301号
債務者　掘越美代子（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７２号
広島市西区高須２丁目６番37―102号
債務者　横田美由紀
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６７５号
広島市安佐北区落合南４丁目38番23号
債務者　下出　　洸
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６８９号
広島県東広島市西条土与丸２丁目６番66号　カーサノリ202号
債務者　前田　紗希
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９０号
広島県安芸郡坂町横浜西１丁目27番11―２号
債務者　遠部美代子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５４号
熊本市中央区南千反畑町14番12号　202号
債務者　髙木　禮子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３１号
鹿児島県鹿児島市石谷町1517番地３
債務者　米次　幸男
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５７号
鹿児島県鹿屋市新川町941番地２　グリーンハイツ鹿屋Ⅱ110号
債務者　日野由樹也
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2908番地
債務者　桐原　敏子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２７９号
沖縄県浦添市勢理客１丁目23番10―305号　ナカムラ住宅Ａ棟
債務者　長田　良子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部